



2010年世界農林業センサス農林業経営体調査 阿賀野市結果の概要（確定値） （調査期日：平成22年2月1日現在）

【農林業経営体調査 調査結果の概要】

1 農林業経営体

農林業経営体数は2,504経営体で、5年前に比べて241経営体（8.8%）減少した。
このうち、農業経営体数は2,495経営体、林業経営体は20経営体となり、5年前に比べてそれぞれ225経営体（8.3%）、23経営体（53.5%）減少した。

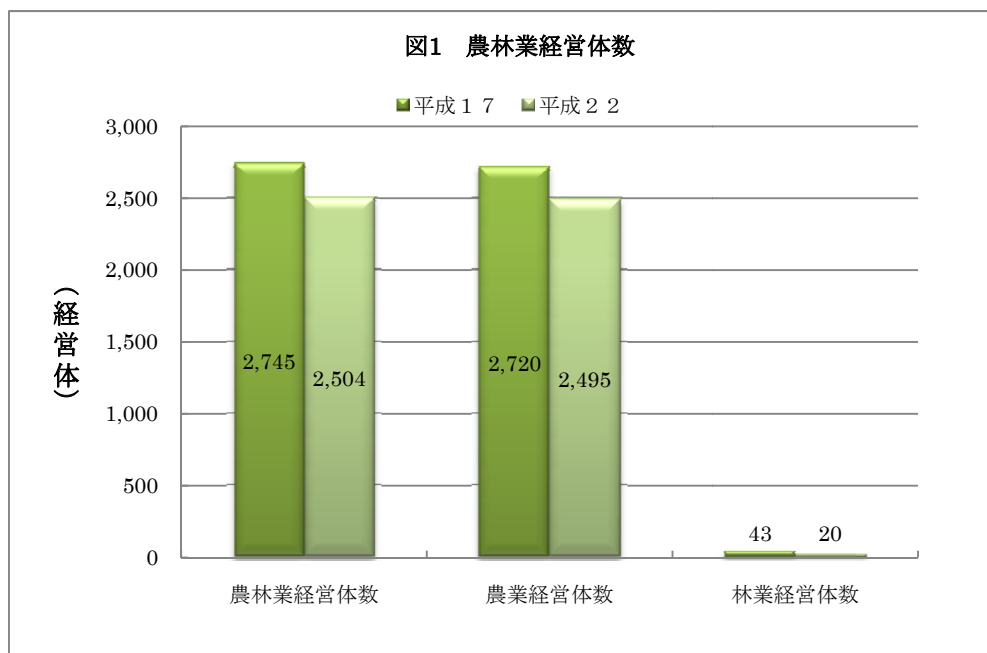


表1 農林業経営体数

単位:経営体

区分	農林業経営体数	農業経営体		林業経営体	
		組織経営体	組織経営体	組織経営体	組織経営体
平成22	2,504	2,495	19	20	3
平成17	2,745	2,720	19	43	6
増減率 (H22/17)	△ 8.8	△ 8.3	0.0	△ 53.5	△ 50.0

注：農林業経営体、農業経営体及び林業経営体の定義については、「用語の解説」を参照すること。

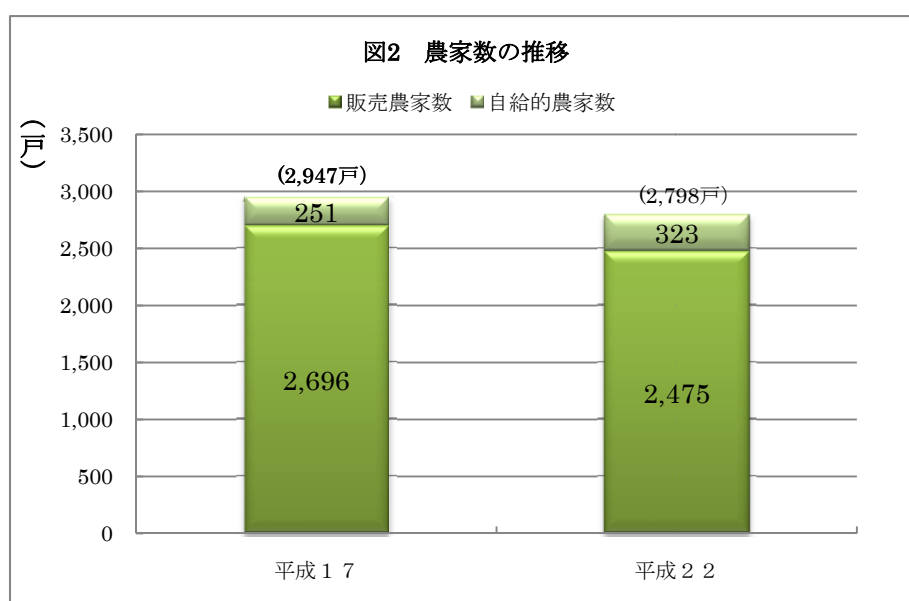
なお、農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体は、農業経営体と林業経営体にそれぞれ含まれるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

2 総農家数及び土地持ち非農家数

総農家数は2,798戸で、5年前に比べて149戸（5.1%）減少した。

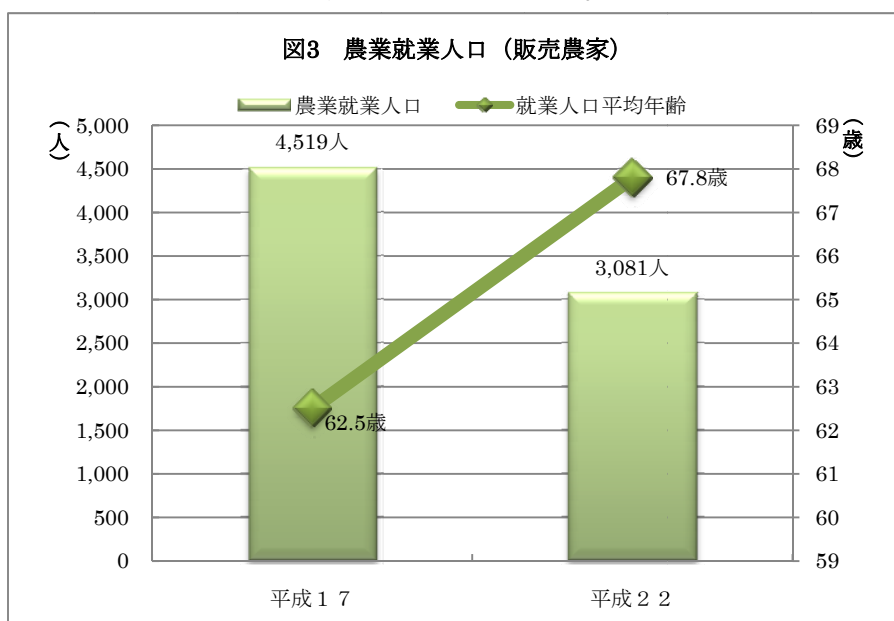
このうち、販売農家数は2,475戸（5年前に比べて221戸（8.2%）減少）、自給的農家数は323戸（5年前に比べて72戸（28.7%）増加）となった。

また、土地持ち非農家数は1,699戸で、5年前に比べて42戸（2.5%）増加した。



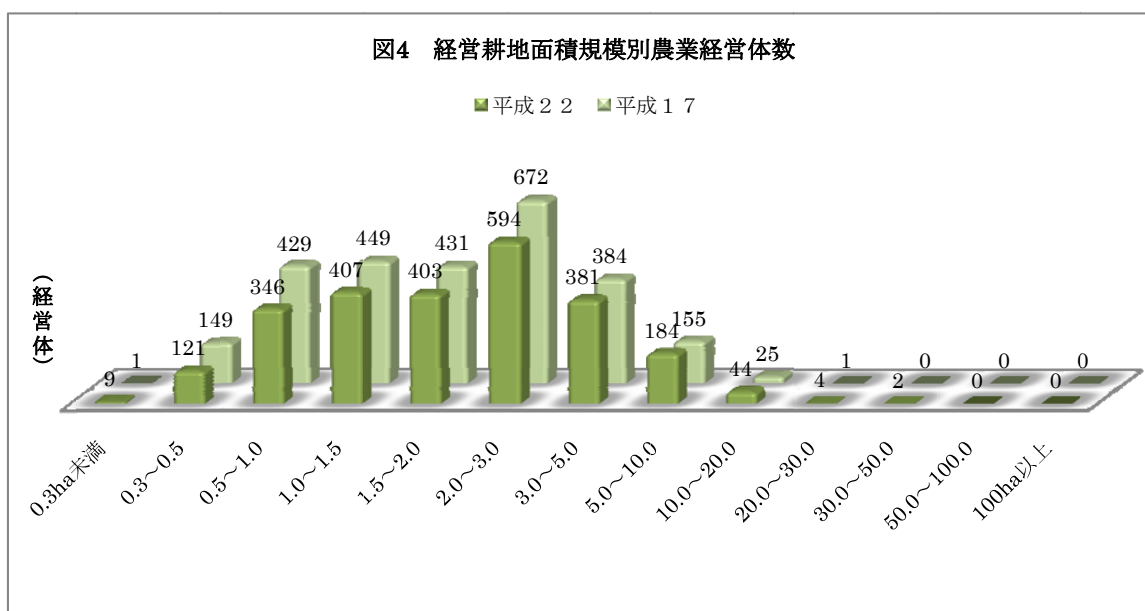
3 農業就業人口（販売農家）

販売農家の農業就業人口は、3,081人で、5年前に比べて1,438人（31.8%）減少した。また、農業就業人口の平均年齢は、67.8歳となった。

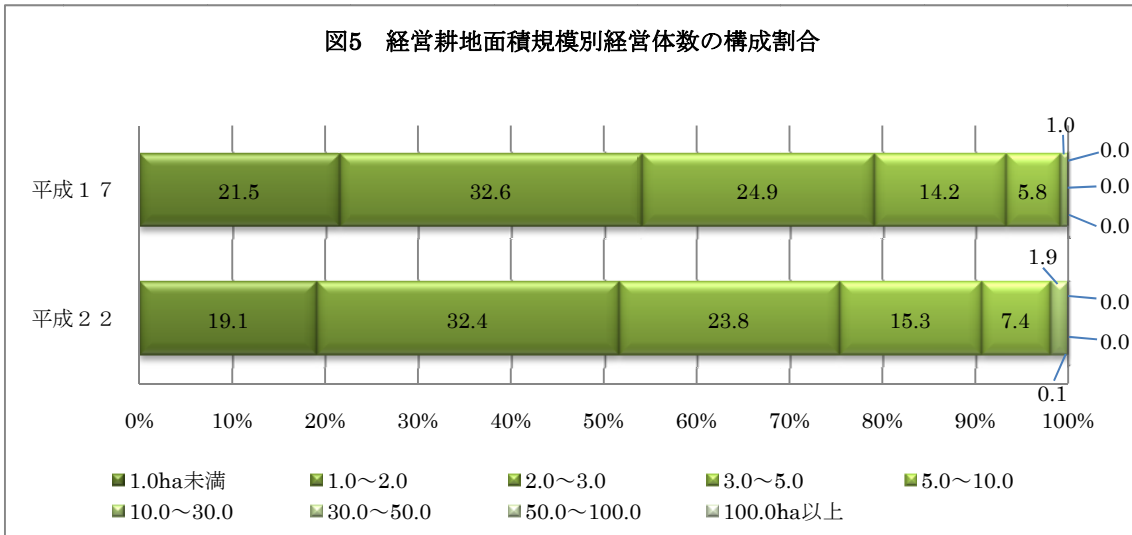


4 経営耕地面積規模別にみた農業経営体数の状況

経営耕地面積規模別に農業経営体数をみると、5年前に比べて5ha未満層全体では減少しているものの、5ha以上層では増加している。



また、経営耕地面積規模別に農業経営体数の構成割合をみると、1ha未満が19.1%、1ha以上2ha未満（本文及びグラフ中は「～」で表示する。以下同じ。）が、32.4%、2～3haが23.8%、3～5haが15.3%、5～10haが7.4%、10～30haが1.9%、30ha以上が0.1%となった。



5 経営耕地面積の状況

農業経営体の経営耕地面積は、6,322ha となり、5年前に比べて 173ha (2.8%) 増加した。

また、農業経営体の経営耕地面積のうち借入耕地面積は 1,828ha となり、5年前に比べて 467ha (34.3%) 増加となった。

なお、1経営体当たり平均の経営耕地面積は、2.54ha となり、5年前に比べて 0.27ha (11.9%) 増加した。

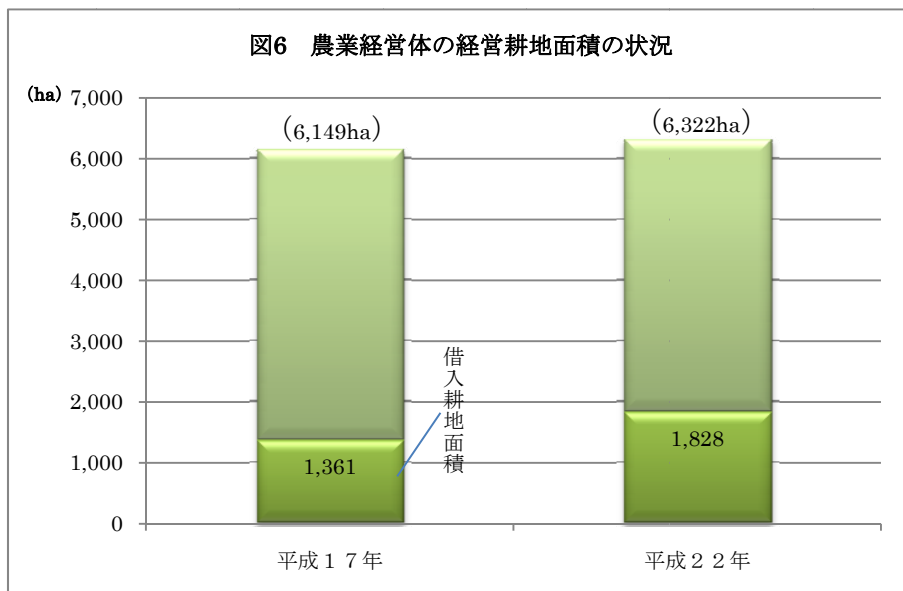
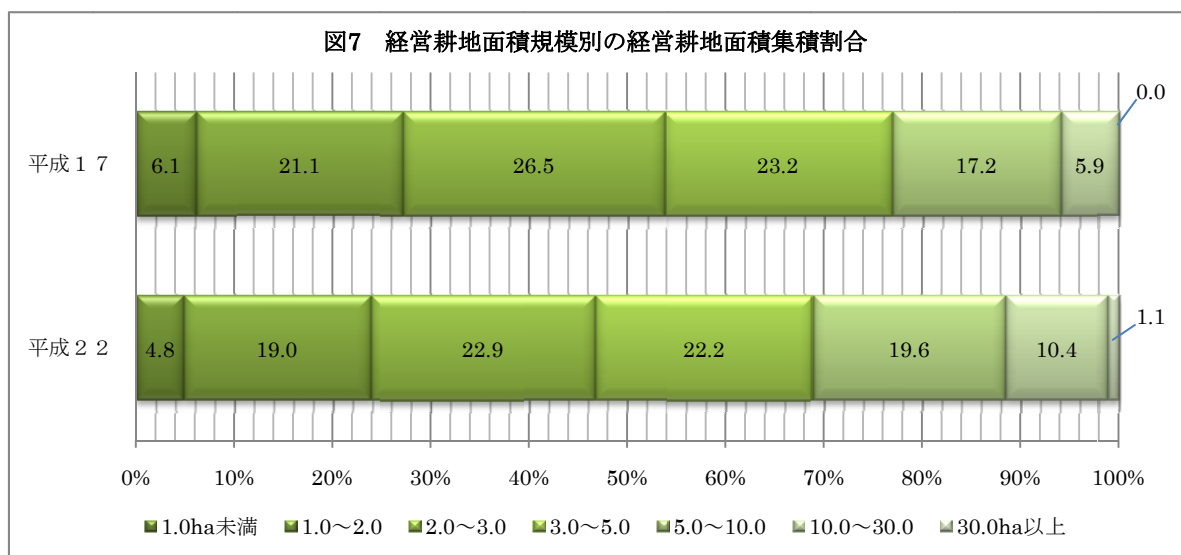


表2 1経営体あたり平均経営耕地面積

区分	経営耕地のある経営体	経営耕地総面積	1経営体あたり経営耕地面積
	経営体	ha	ha
平成22年	2,490	6,322	2.54
平成17年	2,712	6,149	2.27

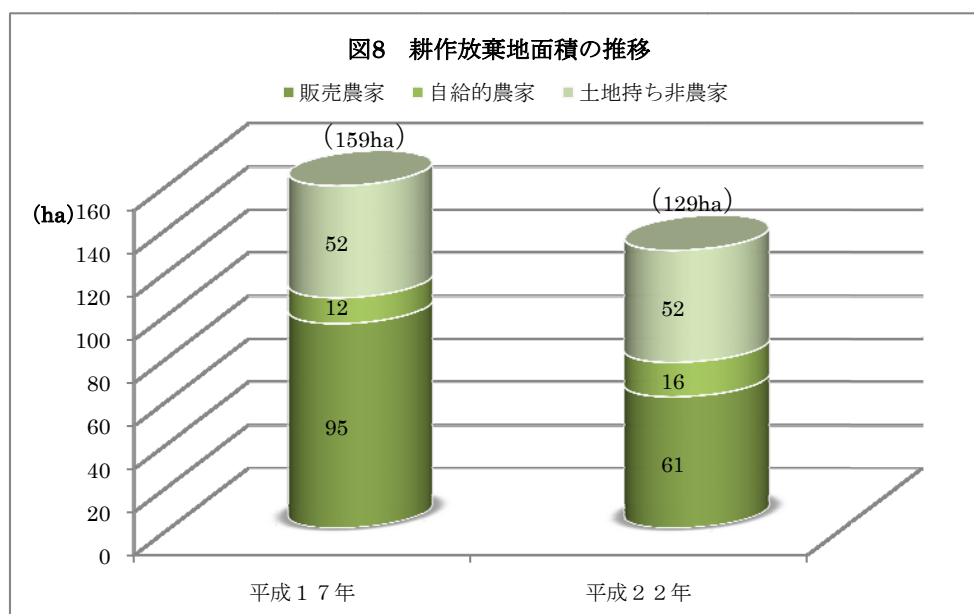
6 経営耕地面積の集積割合

農業経営体の経営耕地面積規模別に経営耕地面積の集積割合をみると、1 ha 未満が 4.8%、1～2 ha が 19.0%、2～3 ha が 22.9%、3～5 ha が 22.2%、5～10 ha が 19.6%、10～30 ha が 10.4%、30 ha 以上が 1.1% となり、経営耕地面積の 5 割以上が経営耕地面積 3 ha 以上の農業経営体に集積された。



7 耕作放棄地面積

農家及び土地持ち非農家の耕作放棄面積は 129ha となり、5 年前に比べて 30ha 減少している。



【農林業経営体調査 調査結果】

1 農林業経営体数

阿賀野市の農林業経営体数は、2,504 経営体で、5年前に比べて241 経営体（8.8%）減少した。

このうち、農業経営体数は2,495 経営体、林業経営体は20 経営体となり、5年前に比べてそれぞれ225 経営体（8.3%）、23 経営体（53.5%）減少した。

表3 農林業経営体数の推移

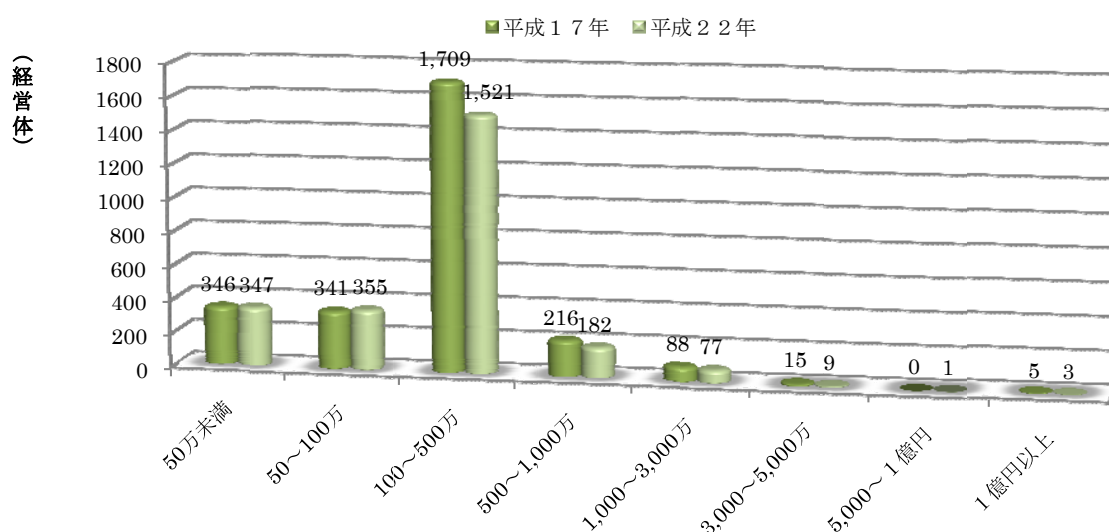
単位：経営体

区分	農林業経営体数	農業経営体		林業経営体	
		組織経営体	組織経営体	組織経営体	組織経営体
平成22	2,504	2,495	19	20	3
平成17	2,745	2,720	19	43	6
増減率 (H22/17)	△ 8.8	△ 8.3	0.0	△ 53.5	△ 50.0

2 農産物販売金額規模別にみた農業経営体数の状況

農産物販売規模別に農業経営体数をみると、5年前に比べて50万円未満と50～100万円が微増となったが、100万円以上各層で減少した。

図9 農産物販売金額規模別にみた農業経営体数



※ 50万円未満には、販売なしを含む。

3 農業経営組織別農業経営体数

農業経営組織別に農業経営体数をみると、単一経営は2,372経営体、複合経営は70経営体となり、5年前に比べて、それぞれ157経営体（6.2%）、27経営体（27.8%）減少した。

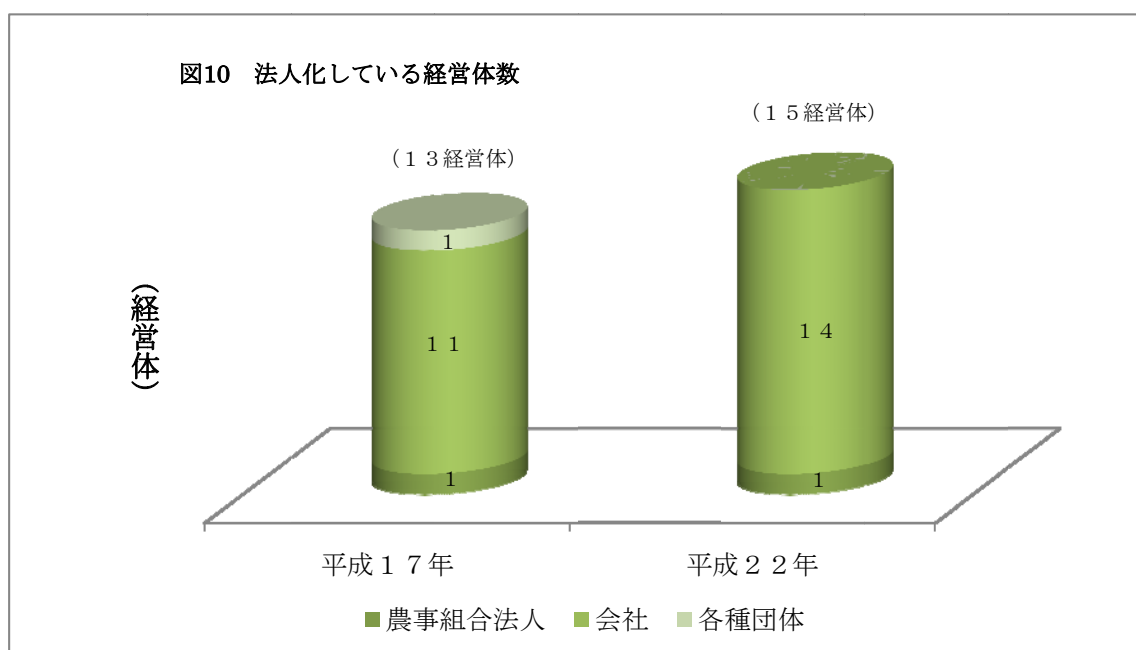
表4 農業経営組織別農業経営体数の推移

単位：経営体

区分	販売のあった経営体	販売のあった経営体	
		単一経営(主位部門の販売金額が80%以上)	複合経営(主位部門の販売金額が80%未満)
平成22年	2,442	2,372	70
平成17年	2,626	2,529	97
増減率(%) (H22/17)	△ 7.0	△ 6.2	△ 27.8
構成比(%)			
平成22年	100.0	97.1	2.9
平成17年	100.0	96.3	3.7

4 組織形態別農業経営体数

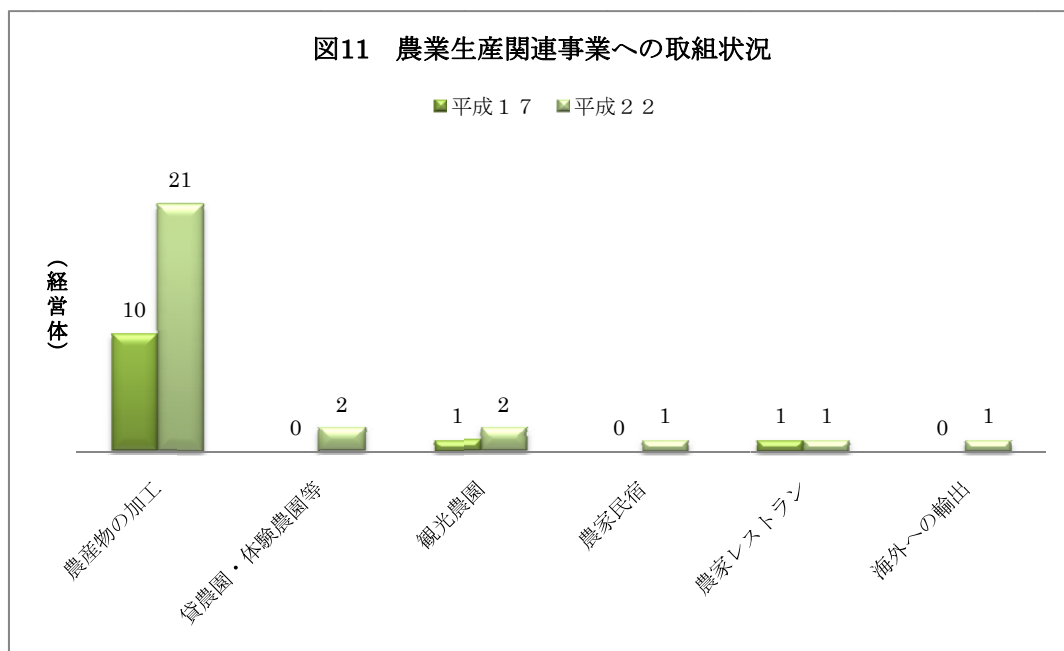
法人化している農業経営体数は15経営体となり、5年前に比べて2経営体増加した。これを組織形態別にみると、農事組合法人が1経営体（5年前と増減なし）、会社が14経営体（5年前に比べて3経営体増加）、各種団体が0経営体（5年前と比べて1経営体減少）となった。



5 6次産業化の取組状況

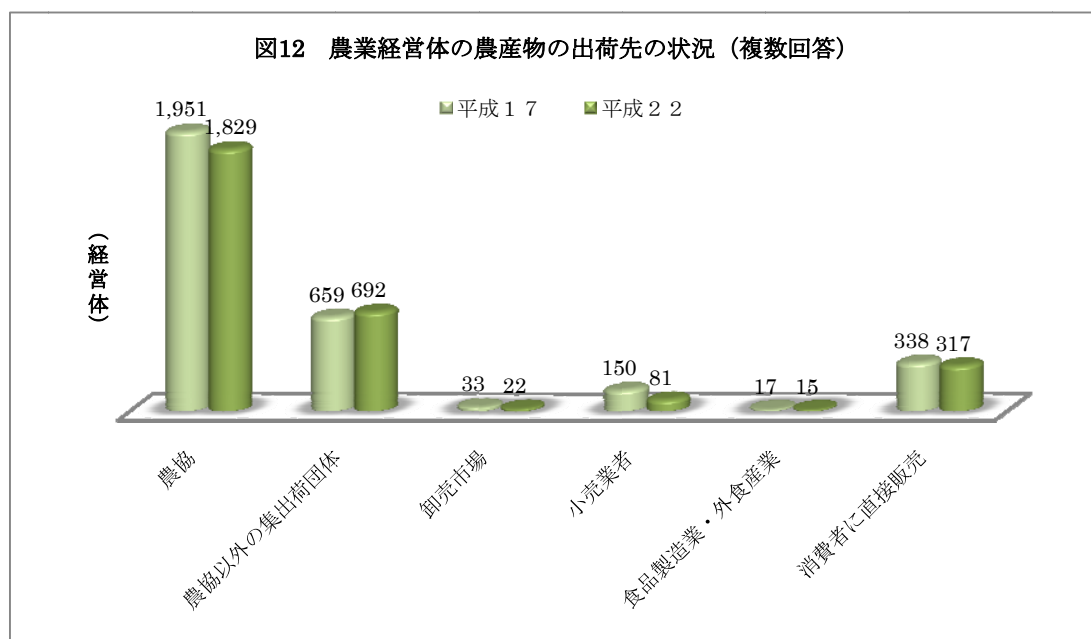
農業経営体が取り組む農業生産関連事業の状況についてみると、農産物の加工に取り組む農業経営体数は21経営体となり、5年前に比べて11経営体増加した。

また、貸農園・体験農園等、農家民宿、海外への輸出といった、5年前には行われていなかった事業へ取り組む経営体もあり、農家レストラン以外の各事業で増加した。

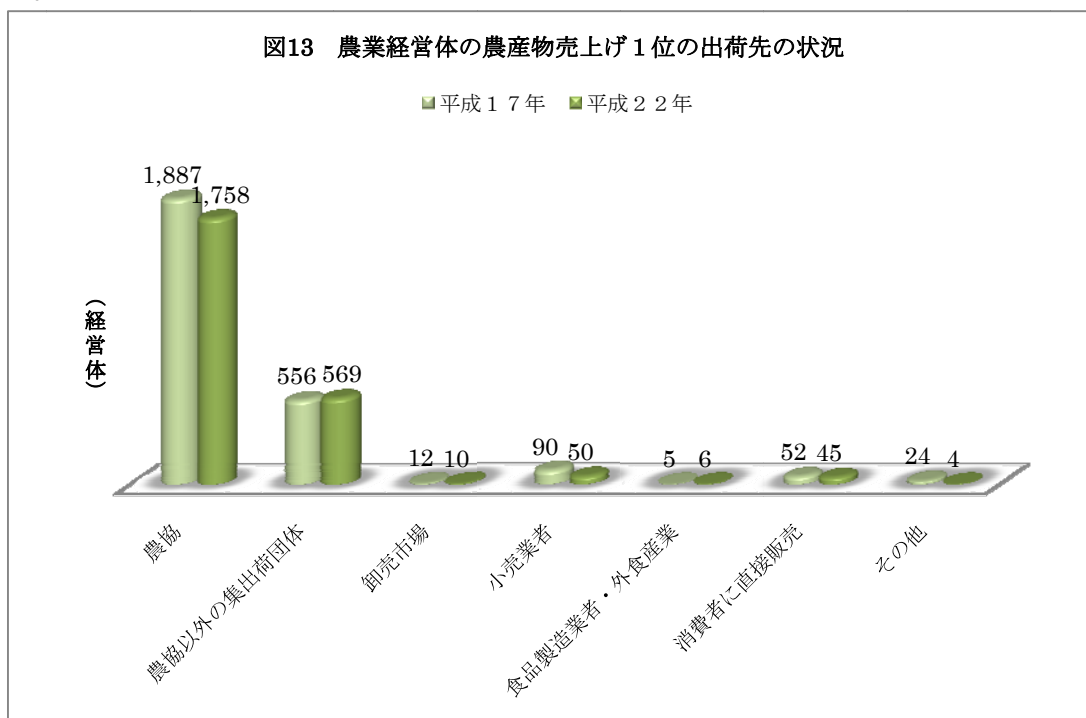


6 農産物の出荷先別農業経営体数

農産物の出荷先別に農業経営体数をみると、農協以外の集出荷団体（692経営体、5年前に比べて33経営体（5.0%）増加）以外の出荷先で減少となった。特に小売業者が81経営体（5年前に比べて69経営体（46.0%）減少）、卸売市場が22経営体（5年前に比べて11経営体（33.3%）減少）と減少幅が大きかった。



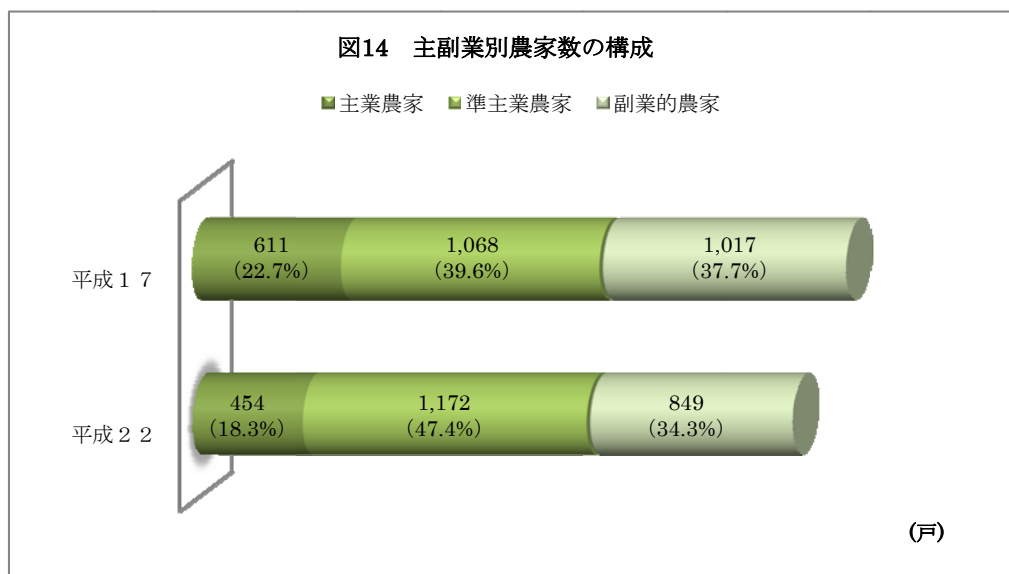
なお、農産物の売上げ1位の出荷先についてみると、農協以外の集出荷団体（569 経営体、5年前に比べて2.3%増加）、食品製造業者・外食産業（6 経営体、5年前に比べて1 経営体増加）以外の出荷先で減少し、特に小売業者（5年前に比べて44.4%減少）の減少幅が大きかった。



7 主副業別農家数（販売農家）

販売農家を主副業別にみると、主業農家は454戸で、5年前に比べて157戸（25.7%）の減少、準主業農家は1,172戸で104戸（9.7%）の増加、副業的農家は849戸で168戸（16.5%）の減少となった。

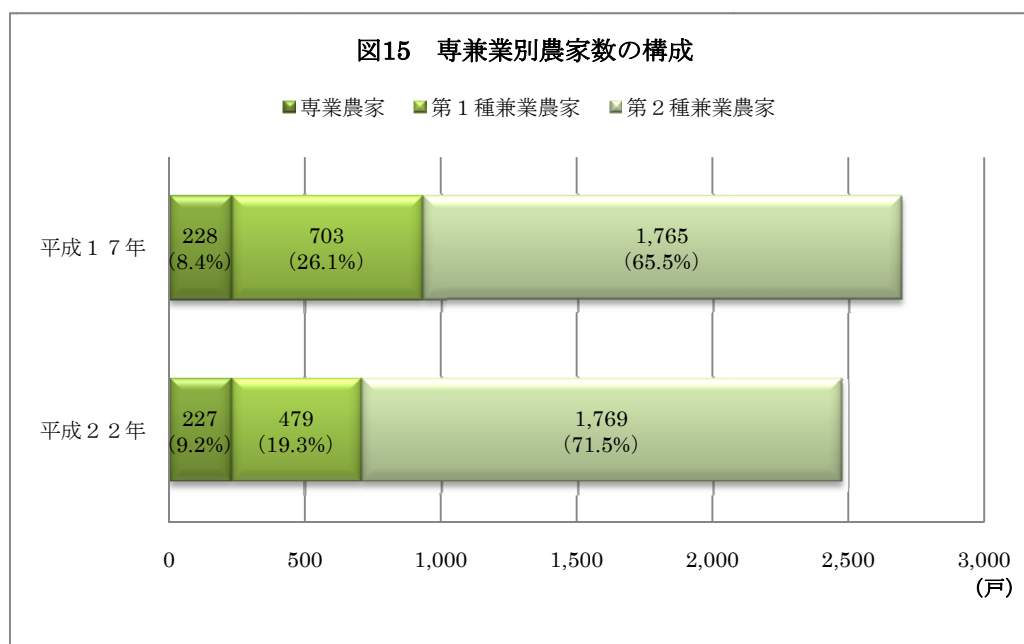
この結果、販売農家数に占める構成割合は、主業農家が18.3%、準主業農家が47.4%、副業的農家が34.3%となった。



8 専兼業別農家数（販売農家）

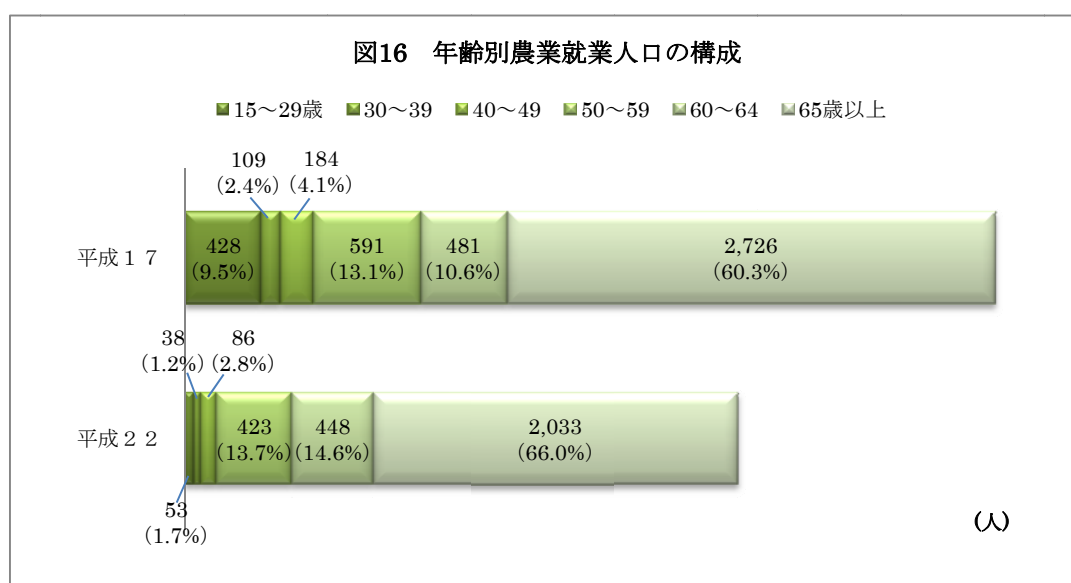
販売農家を専兼業別にみると、専業農家は227戸で、5年前に比べて1戸（0.4%）の減少、第1種兼業農家は479戸で224戸（31.9%）の減少、第2種兼業農家は1769戸で4戸（0.2%）の増加となった。

この結果、販売農家数に占める構成割合は、専業農家が9.2%、第1種兼業農家が19.4%、第2種兼業農家が71.5%となった。

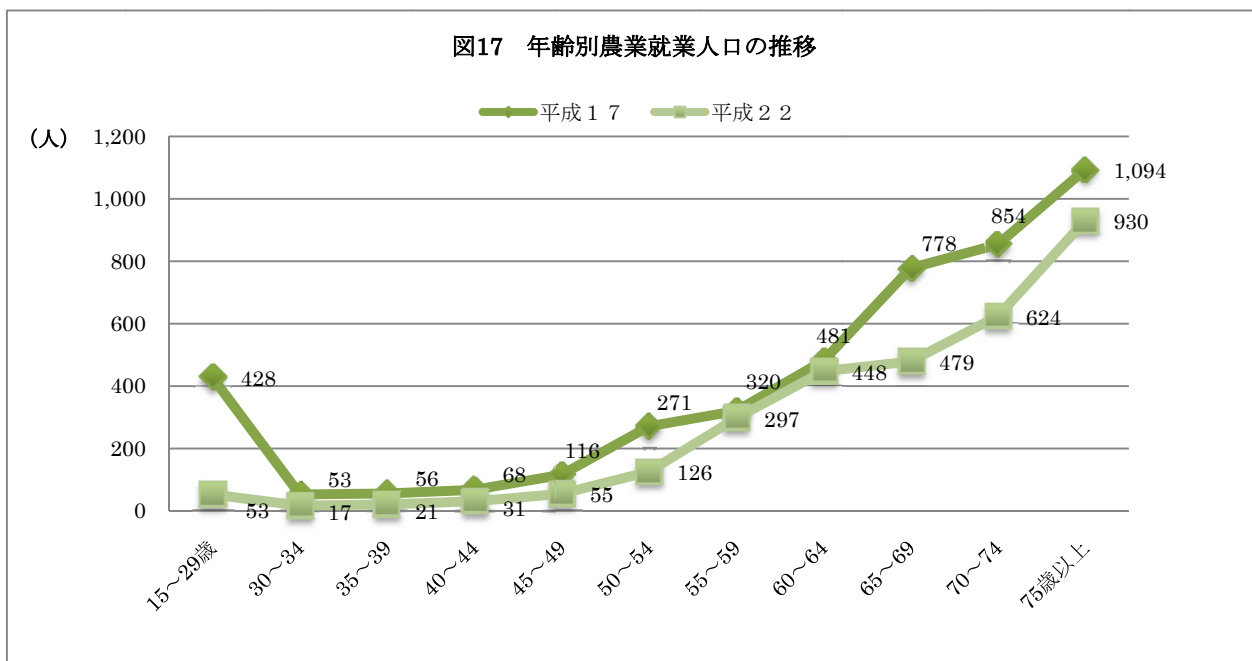


9 年齢階層別農業就業人口（販売農家）

販売農家の年齢階層別農業就業人口をみると、15～29歳が53人（1.7%）、30～39歳が38人（1.2%）、40～49歳が86人（2.8%）、50～59歳が423人（13.7%）、60～64歳が448人（14.6%）、65歳以上が2,033人（66.0%）となった。



また、農業就業人口の年齢階層別の推移をみると、5年前と比べて、全ての層で減少しており、そのうち15～29歳、65～69歳及び70～74歳の各層では、200人以上の減少となり他の層よりも減少幅が大きくなった。



【調査結果の推移】

1 総農家数

単位：戸

	平成2年			平成7年			平成12年			平成17年			平成22年		
	計	販売農家	自給的農家	計	販売農家	自給的農家	計	販売農家	自給的農家	計	販売農家	自給的農家	計	販売農家	自給的農家
計	4,180	3,807	373	3,801	3,486	315	3,442	3,118	324	2,947	2,696	251	2,798	2,475	323
安田	922	761	161	832	703	129	720	596	124	623	511	112	589	466	123
京ヶ瀬	941	892	49	901	842	59	836	794	42	750	723	27	719	672	47
水原	1,058	1,002	56	979	925	54	894	823	71	751	704	47	712	646	66
笹神	1,259	1,152	107	1,089	1,016	73	992	905	87	823	758	65	778	691	87

2 専兼業別農家数（販売農家）

単位：戸

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
計	3,807	3,486	3,118	2,696	2,475
専業農家	129	148	192	228	227
第1種兼業農家	782	721	474	703	479
第2種兼業農家	2,896	2,617	2,452	1,765	1,769

3 経営耕地面積（販売農家）

単位：ha

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
計	6,889	6,667	6,446	6,079	6,108
田	6,440	6,238	6,102	5,822	5,818
畑	431	415	329	242	279
樹園地	17	14	14	14	11

※面積は単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の加算値は必ずしも一致しません。

4 農業従事者数（販売農家）

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
計	11,755	10,617	10,213	8,843	8,111
男	6,187	5,741	5,475	4,794	4,364
女	5,568	4,876	4,738	4,049	3,747

5 年齢別農業従事者数（販売農家・平成22年）

単位：人

	計	15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75歳以上
計	8,111	220	351	414	392	386	433	621	795	1,035	808	594	755	1,307
安田	1,494	39	58	67	71	68	90	113	147	184	141	105	140	271
京ヶ瀬	2,345	75	132	136	108	97	108	173	234	308	219	175	192	388
水原	2,107	50	75	113	117	103	127	155	192	274	249	149	187	316
笹神	2,165	56	86	98	96	118	108	180	222	269	199	165	236	332

6 農業就業人口（販売農家）

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
計	5,309	4,620	4,821	4,519	3,081
男	2,191	1,935	2,134	2,112	1,689
女	3,118	2,685	2,687	2,407	1,392

7 年齢別農業就業人口（販売農家・平成22年）

単位：人

	計	15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75歳以上
計	3,081	12	13	28	17	21	31	55	126	297	448	479	624	930
安田	595	9	7	6	4	5	8	11	24	54	64	82	114	207
京ヶ瀬	815	0	1	6	2	4	6	19	24	74	131	142	157	249
水原	832	0	2	10	6	8	10	14	40	97	142	119	154	230
笹神	839	3	3	6	5	4	7	11	38	72	111	136	199	244

【調査の概要】

1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農林業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定（6 用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）を対象とした。

3 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

4 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

5 利用上の注意

- (1) この結果概要の数値は農林水産省が平成23年3月に報告書により公表した確定値である。
- (2) 面積等の数値については、一部を除いて各単位ごとに四捨五入し小数第一位までの表記としているため、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- (3) 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「0」：単位に満たないもの
 - 「△」：負数又は減少したもの

6 用語の解説

《農林業経営体調査》

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業
- (2) 農産物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業
 - ① 露地野菜作付面積 15 a
 - ② 施設野菜栽培面積 350 m²
 - ③ 果樹栽培面積 10 a
 - ④ 露地花き栽培面積 10 a
 - ⑤ 施設花き栽培面積 250 m²
 - ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
 - ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - ⑪ その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち (1)、(2) 又は (4) のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

なお、2000 年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち (3) 又は (5) のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

家族経営体

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行っている者をいう。

組織経営体 「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行っていない者（家族経営でない経営体）をいう。

（２）組織形態別

法人化している
（法人経営体） 「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）

農事組合法人 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

会社 以下に該当するものをいう。

株式会社 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

合名・合資会社 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。

合同会社 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

相互会社 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

各種団体 以下に該当するものをいう。

農協 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

森林組合 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合が該当する。

その他の各種団体 農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。

その他の法人 農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。

地方公共団体・ 地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。

財産区

財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

個人経営体

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）

農林業経営体の「家族・組織区分」と「個人・法人区分」の概念

	家族(世帯)としての経営		組織(世帯以外)としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○
個人経営体		○		
法人経営体	○		○	

(3) 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

経営耕地の取り扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、すべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕

地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。

- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕地(出作)している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取り扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ(傾斜の面積ではなく、水平の面積を入れる。)、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付していなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地(いわゆる造成草地)も耕地とした。
なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした(刈敷程度は肥培管理とみなさない。)

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけでなく、自然

自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。

(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。

また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。

畑 耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

樹園地 木本性周年植物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。

花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。

樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

借入耕地 他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

耕作放棄地 以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

保有山林 世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として利用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。

(4) 農業経営 組織別

単一経営 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

複合経営 準単一複合経営（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。）及び複合経営（農産物販売金額のうち、主位部門

の販売金額が6割未満の経営体をいう。)を合わせた経営体とした。

(5) 農業生産関連事業

農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。

貸農園・体験農園等

所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。

なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

観光農園

農業を営む者が、観光客等の第三者には場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を鑑賞させて代金を得ている事業をいう。

農家民宿

農業を営む者が、旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

海外への輸出

収穫した農産物等を商社や団体を経由して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物の生産に取り組んでいる場合をいう。

(6) 農家等

農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売

金額が 50 万円未満の農家をいう。

土地持ち非農家

農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて 5a 以上所有している世帯をいう。

(7) 主副業別

主業農家

農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に
自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家

農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に
自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家

調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員
がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

農業専従者

調査期日前 1 年間に自営農業に 150 日以上従事した者をいう。

(8) 専兼業別

専業農家

世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家をいう。

兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。

兼業従事者

調査期日前 1 年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営
業に従事した者をいう。

第 1 種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

第 2 種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

生産年齢人口

15～64 歳の者をいう。

(9) 販売農家の
家族労働力

農業従事者

15 歳以上の世帯のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前 1 年間に自
営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のう
ち、自営農業が主の者をいう。